

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nagakute.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokuziriyouzimu.html

執行機関名 長久手市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生計困難等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第19の項 生計困難等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法第1条	社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る実施要綱第1条第2項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とす	第1条 略 2 前項に定める事業は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者(以下「軽減対象者」という。)が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等(以下「軽減法人等」という。)が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の全部又は一部を軽減するものとし、もって福祉の増進及び低所得利用者の生活の安定並びに介護保険制度の円滑な実施に資することを
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱